様式第20号の４（第87条の７関係）

実施状況等報告書

認定番号		認定年月日		機械等の設置等の状況			
				機械等の種類	設置	移転	変更
氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名							
住所	電話　（　）						
事業の種類		認定事業場の名称					
認定事業場の所在地	電話　（　）						
労働安全衛生規則第87条の措置の実施状況について監査を行った年月日							

平成　年　月　日

事業者職氏名　㊞

労働基準監督署長　殿

備考

１　「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。

２　「機械等の設置等の状況」の欄は、免除認定後に設置、移転又は変更した機械等について、下表の機械等のうちから該当する番号を「機械等の種類」の欄に、設置、移転又は変更の件数を「設置」、「移転」又は「変更」のそれぞれの欄に記載すること（記載しきれない場合は別葉として差し支えない）。

３　次に掲げる書面を添付すること。

①労働安全衛生規則第87条の措置の実施状況について行った監査の結果を記載した書面

②労働安全衛生規則第87条の９各号に該当しないことを説明する書面

③認定証の記載事項に変更が生じた場合には、変更の事実を証する書面

④下表の左欄に掲げる機械等ごとに設置等の年月日及び右欄に掲げる事項を記載した書面

４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

番号		機械等の種類	記載事項
1	⑴労働安全衛生規則別表第７に掲げる機械等（同令第85条第１号及び第２号に定める機械等を除く。）	動力プレス（機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る。）	①種類、②圧力能力、③安全措置の概要
2		金属その他の鉱物の溶解炉（容量が１トン以上のものに限る。）	①炉の種類、②取り扱う金属その他の鉱物の種類
3		化学設備（製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の量が厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く。）	①種類、②製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の名称及びその量
4		乾燥設備（労働安全衛生法施行令第６条第８号イ又はロの乾燥設備に限る。）	①種類、②能力、③乾燥物の種類
5		アセチレン溶接装置（移動式のものを除く。）	①発生器の種類
6		ガス集合溶接装置（移動式のものを除く。）	①貯蔵するガスの名称、②最大ガス貯蔵量
7		機械集材装置（原動機の定格出力が7.5キロワットを超えるものに限る。）	①最大使用荷重、②支間の斜距離
8		運材索道（支間の斜距離の合計が350メートル以上のものに限る。）	①最大使用荷重、②支間の斜距離の合計及び最長の支間の斜距離
9		軌道装置	①軌道の長さ
10		型枠支保工（支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る。）	—
11		架設通路（高さ及び長さがそれぞれ10メートル以上のものに限る。）	（仮設のもの以外のものに限る。） ①設置地、②架設通路の種類
12		足場（つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが10メートル以上の構造のものに限る。）	—
13		有機溶剤中毒予防規則第５条又は第６条（特定化学物質障害予防規則第38条の８においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置（移動式のものを除く。）	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
14		鉛中毒予防規則第２条、第５条から第15条まで及び第17条から第20条までに規定する鉛等又は焼結鉱等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
15		労働安全衛生法施行令別表第５第２号に掲げる業務に用いる機械又は装置	①設備又は装置の種類、②業務の概要
16		特定化学物質障害予防規則第２条第１項第１号に掲げる第一類物質又は同令第４条第１項の特定第二類物質等を製造する設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称及びその量、③業務の概要